南丹都市計画地区計画の決定(亀岡市決定)

都市計画篠町夕日ケ丘西地区地区計画を次のように決定する。

位 置 亀岡市様町様戸原、上長尾、下長尾、鍋倉、牧田、向谷及び松ケ池、篠町王子西 展尾の各一部 約18.2 ha 本地区は、市東部の京都縦貫自動車道篠1.6.に隣接し、広域的な交通条件に恵まれた立地にあり、隣接する区域においては企業団地が形成されている。また、亀岡市都市計画マスターブランでは、本地区の交通利便性の高い立地条件を活かし、産業拠点の形成に向けて市街地開発事業(土地区の産産理事業)による工業系を中小とした土地利用を検討する地区と位置付けている。本計画は、土地区画整理事業による都市基盤整備と恵まれた地区環境を活かしつつ、産業拠点にふさわしい操業環境の形成を図るとされに、隣接する住宅地等の住環境を保全し、周辺の豊かな自然環境と調和した土地利用の実現を目標とする。 1. 土地利用の方針 周辺環境と調和した産業地の形成を誘導するため、3つの地区に細区分し、合理的な土地利用を図る。 ②工業施設ゾーン 森1.c.に隣接する利便性の高い産業地として、合理的で良好な操業環境の維持を保全を図る。 ②生活利便施設・関連施設ゾーン A 隣接地区における居住環境との調和等に配慮しつつ、生活利便施設、関連施設(研究所、福祉施設)等の施設地として、利便の増進を図る。 3. 建築物等の整備に関して、シの上部月便施設、関連施設(研究所、福祉施設)等の施設地として、利便の増進を図る。 2. 地区施設の整備の方針 亀岡市経町様インター地区土地区画整理事業により、適切に配置し、整備された道路及び公園を保全する。 3. 建築物等の整備に関して、次のとおり方針を定める。 (3. 工業施設ゾーン 篠1.c.に隣接する立地条件を活かし、工業等に特化した産業集積地として、合理的で良好な操業環境の維持と保全を図るため、建築物等の配慮に関して、次のとおり方針を定める。 (3. 生活利便施設・関連施設ノーン A 隣接地区の住環境との調和と地区南側の工業施設ゾーンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。 (3. 生活利便施設・関連施設ノーン B 既存住宅等との調和と地区南側の工業施設ゾーンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。 (3. 生活利便施設、関連施設ノーン B 既存住宅等との調和と地区南側の工業施設ゾーンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。 4. その他の整備、開発及び保全に関する方針 緑豊かな市街地環境の形成を図るため、沿道部分を中心に敷地内の緑化に努める。	名	称	篠町夕日ケ丘西地区地区計画
地区計画の目標 地区計画の目標 地区計画の目標 地区計画の目標 地区計画の目標 地区計画の目標 れた立地にあり、隣接する区域においては企業団地が形成されている。また、亀岡市都市計画マスタープランでは、本地区の交通利便性の高い立地条件を活かし、産業拠点の形成に向けて市街地開発事業(土地区画整理事業)による工業系を中心とした土地利用を検討する地区と位置付けている。本計画は、土地区画整理事業による都市基盤整備と恵まれた地区環境を活かしつつ、産業拠点にふさわしい操業環境の形成を図るとともに、隣接する住宅地等のは環境を保全し、周辺の豊かな自然環境と調和した土地利用の実現を目標とする。 1. 土地利用の方針 周辺環境と調和した産業地の形成を誘導するため、3つの地区に細区分し、合理的な土地利用を図る。 ①工業施設ゾーン 権1.6.に隣接する利便性の高い産業地として、合理的で良好な操業環境の維持と保全を図る。 ②生活利便施設・関連施設ゾーン A 隣接地区における居住環境との調和等に配慮しつつ、生活利便施設、関連施設(研究所、福祉施設)等の施設地として、利便の増進を図る。 ③生活利便施設・関連施設ソーン B 既存住宅等との調和に配慮しつつ、生活利便施設、関連施設(研究所、福祉施設)等の施設地として、利便の増進を図る。 3. 建築物等の整備の方針 亀岡市篠町篠インター地区土地区画整理事業により、適切に配置し、整備された道路及び公園を保全する。 3. 建築物等の整備に関して、次のとおり方針を定める。 ①工業施設ゾーンを紹介と保全を図るため、建築物等の配備に関して、次のとおり方針を定める。 ①工業施設が一ン検護・関連施設が一ンともに、その保全を図るため、建築物等の用途の制限等を行う。 ③生活利便施設・関連施設・フン A 隣接地区の住環境との調和と地区南側の工業施設ゾーンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。 ③生活利便施設・関連施設・アン B 既存住宅等との調和と地区南側の工業施設ゾーンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。 3生活利便施設・関連施設・アン B 既存住宅等との調和と地区南側の工業施設・アンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。	位	置	
地区計画の目標 おた立地にあり、隣接する区域においては企業団地が形成されている。また、亀岡市都市計画マスタープランでは、本地区の交通利便性の高い立地条件を活かし、産業拠点の形成に向けて市体世界争事業(土地区画整理事業)による工業系を中心とした土地利用を検討する地区と位置付けている。本計画は、土地区画整理事業による都市基盤整備と恵まれた地区環境を活かしつつ、産業拠点にふさわしい操業環境の形成を図るとともに、除接する信宅地等のは環境を保全し、周辺の豊かな自然環境と調和した土地利用の実現を目標とする。 1. 土地利用の方針 周辺環境と調和した土地利用の実現を目標とする。 1. 土地利用の方針 周辺環境と調和した産業地の形成を誘導するため、3つの地区に細区分し、合理的な土地利用を図る。 ①工業施設ゾーン 解け、に限接する利便性の高い産業地として、合理的で良好な操業環境の維持と保全を図る。 ②生活利便施設・関連施設ゾーン A 隣接地区における居住環境との調和に配慮しつつ、生活利便施設、関連施設 例の増進を図る。 3. 土地入開度施設・関連施設ゾーン B 既存住宅等との調和に配慮しつつ、生活利便施設、関連施設 (研究所、福祉施設)等の施設地として、利便の増進を図る。 2. 地区施設の整備の方針 亀岡市篠町篠インター地区土地区画整理事業により、適切に配置し、整備された道路及び公園を保全する。 3. 建築物等の整備の方針 周辺環境と調和した操業環境を創出するとともに、その保全を図るため、建築物等の整備に関して、次のとおり方針を定める。 ①工業施設ゾーン 篠 1. C. に隣接する立地条件を活かし、工業等に特化した産業集積地として、合理的で良好な操業環境の維持と保全を図るため、建築物等の用途の制限等を行う。 ②生活利便施設・関連施設ゾーン A 隣接地区の住環境との調和と地区南側の工業施設ゾーンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。 ③生活利便施設・関連施設ゾーン B 既存住宅等との調和と地区南側の工業施設ゾーンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。 3生活利便施設・関連施設ゾーン B 既存住宅等との調和と地区南側の工業施設ゾーンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。	面	積	約 18.2 ha
その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針 区域の整備・開発及び保全に関する方針 医性性性性性性性性性性性性性性では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定		地区計画の目標	れた立地にあり、隣接する区域においては企業団地が形成されている。 また、亀岡市都市計画マスタープランでは、本地区の交通利便性の高い立地条件 を活かし、産業拠点の形成に向けて市街地開発事業 (土地区画整理事業) による工業 系を中心とした土地利用を検討する地区と位置付けている。 本計画は、土地区画整理事業による都市基盤整備と恵まれた地区環境を活かしつ つ、産業拠点にふさわしい操業環境の形成を図るとともに、隣接する住宅地等の住
	域の整備・開発及び保全の方	の整備・開発及 び保全に関する	周辺環境と調和した産業地の形成を誘導するため、3つの地区に細区分し、合理的な土地利用を図る。 ①工業施設ゾーン 篠 I.C.に隣接する利便性の高い産業地として、合理的で良好な操業環境の維持と保全を図る。 ②生活利便施設・関連施設ゾーン A 隣接地区における居住環境との調和等に配慮しつつ、生活利便施設、関連施設(研究所、福祉施設)等の施設地として、利便の増進を図る。 ③生活利便施設・関連施設ゾーン B 既存住宅等との調和に配慮しつつ、生活利便施設、関連施設 等の施設地として、利便の増進を図る。 3. 建築物等の整備の方針 亀岡市篠町篠インター地区土地区画整理事業により、適切に配置し、整備された道路及び公園を保全する。 3. 建築物等の整備の方針 周辺環境と調和した操業環境を創出するとともに、その保全を図るため、建築物等の整備に関して、次のとおり方針を定める。 ①工業施設ゾーン 篠 I.C.に隣接する立地条件を活かし、工業等に特化した産業集積地として、合理的で良好な操業環境の維持と保全を図るため、建築物等の用途の制限等を行う。 ②生活利便施設・関連施設ゾーン A 隣接地区の住環境との調和と地区南側の工業施設ゾーンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。 ③生活利便施設・関連施設ゾーン B 既存住宅等との調和と地区南側の工業施設ゾーンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。
			る。

	区域の面積		約 18.2 ha		
	地区		道 路 計画図表示のとおり 区画道路(13m、9.5m)		
	及び規模		公 園 計画図表示のとおり 1号公園(約 0.6 ha)		
		地区の細区分	工業施設ゾーン	生活利便施設・関連施設 ゾーンA	生活利便施設・関連施設 ゾーンB
		区域の面積	約 14.8 ha	約 2.9 ha	約 0.5 ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	区域の面積 建築物 等の制限	約 14.8 ha	次の建築らいるというでは、 を実に関するは、 ではしいでは、 ではしいでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	次の各号に掲げる建築 物の建築等はしてはなる ない。 (1) マージャン屋、勝 のと、 が、マージャン場、勝 のと、 が、大 ののでは、 のののでは、 のののでで、 があるのでで、 があるがでで、 があるがでいますが、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、

- (15) 老人ホーム、保育 所、福祉ホームその他 これらに類するもの (本ゾーン内に立地す る事業所が当該事業所 の従業者の福利厚生の ために設置する保育施 設を除く。)
- (16) 図書館、博物館その 他これらに類するもの
- (17) 葬儀場(日本標準産 業分類による葬儀業に 供する建築物をいう。)
- (18) 自動車教習所
- (19) 風俗営業等の規制 及び業務の適正化等に 関する法律第2条第9 項に規定する店舗型電 話異性紹介営業の用途 に供する建築物
- (20) 犬、猫その他人に飼育されての他人に飼育さ焼いた動備をを開かる。 大れてする 動物 した を 大れてする 動物 した を 大れてする 動物 した は 大れてする 地域 では 大れてする 地域 では 大れてする 地域 できる は いっと は できる は できる は いっと は い

- (11) 風俗営業等の規制 及び業務の適正化等に 関する法律第2条第9 項に規定する店舗型電 話異性紹介営業の用途 に供する建築物
- (13) 廃棄物の処理及び 清掃に関する法律な (13) 廃棄物の処理 (13) 東海に関する法律な (14) 東第1項にの分別 (14) 東京 (14) 東京 (15) 東京 (15)

建築物の敷地 面積の最低限 度

1,500 m²

ただし、次の各号の一 に該当する建築物の敷地 については適用しない。

(1) 巡査派出所、公衆電 話所その他これらに類 する建築基準法施行令 第 130 条の4及び第 130 条の5の4に規定 する公益上必要な建築 物

150 m²

ただし、次の各号の一 に該当する建築物の敷地 については適用しない。

(1) 巡査派出所、公衆電 話所その他これらに類 する建築基準法施行令 第 130 条の4及び第 130 条の5の4に規定 する公益上必要な建築 物

100 m²

ただし、次の各号の一 に該当する建築物の敷地 については適用しない。

(1) 巡査派出所、公衆電 話所その他これらに類 する建築基準法施行令 第 130 条の4及び第 130 条の5の4に規定 する公益上必要な建築 物

	(2) 土地区画整理法の規定による仮換地の指定又は換地処分を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの	(2) 土地区画整理法の規定による仮換地の指定又は換地処分を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの	(2) 土地区画整理法の規定による仮換地の指定又は換地処分を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
壁面の位置の制限	1.敷地境のういのでは、「いかのでは、「いかのでは、「いかのでは、」、「いかのでは、」、「いかのでは、は、「いかのでは、」、「いかのでは、は、「いかのでは、」、「いかのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	1.路部等に物の面度た線でを前のに。 巡所る 130 る 中分最。 次る用 公ら施及にな の途が物がの面度た線でを前のに。 巡所る 130 る を で は 10面、 の は が り が り が り が り が り が り が り が り が り が	
かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分に設置する垣又はさくは、生け垣又は透視可能なフェンス等、周辺環境と調和したものとする。	同左	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、本地区で施行予定の土地区画整理事業による都市基盤整備に合わせ、計画的で合理的な土地利用を誘導し、周辺環境と調和のとれた良好な市街地環境の形成と保全を図るため定めるものである。